

平成 27 年 2 月 4 日

一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会 会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既に標記のことについてお知らせしているところですが、このたび、平成 27 年 4 月 1 日から全面施行する旨の政令が公布されるとともに、環境省地球環境局フロン等対策推進室長及び経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室長から、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、添付のとおり改正内容の概要を記載したちらしをお送りしますので、貴会（組合）員に対し当該法律の周知をお願いします。

（添付資料）

- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（環境省・経済産業省依頼文）
- ・改正フロン法ちらし（管理者用）
- ・改正フロン法ちらし（充填回収業者用）

※ 改正フロン法ちらしは、県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531724/>）において掲載しています。

問い合わせ先

大気環境グループ 津布久

電話 045 (210) 1111 内線 4112

ファックス 045 (210) 8846

e-mail taiki.161@pref.kanagawa.jp